



埼玉県

TAKKEN NEWS

2016
6 月号



今月のトピックス

- 宅建業免許「新規取得者向け研修会」を開催します 1
平成28年 定時社員総会 開催報告 2
新会長に内山 俊夫氏が就任！
平成28年度 宅地建物取引士資格試験のお知らせ 裏表紙

所沢航空記念公園(所沢市)
写真提供：所沢市観光協会

あなたの宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証) 有効期限は大丈夫ですか？

更新のための講習会は有効期限満了日の6ヵ月前から受講が可能です。講習日は表紙裏でご確認ください

宅建業免許更新、 提出期間経過で 免許失効！

免許権者への 提出期間は 免許満了日の90日前から30日前まで
(協会経由:100日前から50日前まで)

宅地建物取引士法定講習会のお知らせ

あなたの宅地建物取引士証、有効期限は大丈夫ですか？ 法定講習会は有効期間満了日の6ヶ月前から受講できます。

宅地建物取引士証の交付・更新に必要な法定講習会の受講は宅建協会で！

宅地建物取引士証の交付・更新に必要な法定講習会は、広い会場とゆとりのある座席で快適に過ごせる宅建協会でご受講ください。講習会のお申込みは先着順で定員になり次第締切となります。協会本部と16支部でお申込み頂けます。お早めにお手続きを。

講習日

平成28年 8/24水 9/14水 10/5水 10/19水 11/16水



講習時間

9:30～16:50 (終了予定)



講習会場 埼玉県宅建会館

さいたま市浦和区東高砂町6-15 JR浦和駅東口徒歩約5分



講習会申込に必要なもの

下記①～④をお持ちの上、本会の本部または支部事務局窓口にてお手続きをお願いします。



お問い合わせ

本部事務局 会員事業課

048-811-1830

①印鑑（認印）

②カラー顔写真3枚（縦3cm×横2.4cmの6ヶ月以内に撮影した同一の証明用カラー写真、パスポート及び運転免許証の基準を準用）
※埼玉県宅建会館1階ロビーに写真機を設置しています。本部でのお申込みの際には是非ご利用ください。

③現在お持ちの宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）

④現金16,500円 <内訳：受講料12,000円、宅地建物取引士証交付手数料（埼玉県収入証紙代）4,500円>



埼玉県証紙販売しています

宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）や宅建業免許の更新時には、是非宅建協会本部の窓口で「埼玉県証紙」をお買い求めください。

「平成28年 熊本地震」により被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方やそのご家族にはお悔やみを申し上げます。また、一日も早く復旧を果たされることをお祈りすると同時に、被災された皆様が平穏な日々を取り戻せるようお祈り申し上げます。

倫理綱領

埼玉県宅建協会会員は倫理綱領を遵守し誠実かつ公正な業務の遂行に努めています

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
1. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
1. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
1. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
1. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

第1回 理事会・幹事会 開催報告

4月26日、埼玉県宅建会館3階「研修ホール」において、理事54名出席のもと、「平成28年度 第1回 理事会・幹事会」を開催しました。

宅建協会理事会においては、平成27年度（3月）入会者についてなど、6項目に亘って報告が行われました。さらに、平成27年度事業報告書など、4項目に亘って慎重な審議が行われ、



議長 小池副会長

全議案可決承認されました。
保証協会幹事会においても、平成27年度事業報告書など、3項目について慎重な審議が行われ、可決承認されました。



三輪会長



宅建協会 議題

報告
事項

平成27年度（3月）入会者について／平成28年度宅地建物取引士資格の登録申請書等受付事務補助業務等委託事務にかかる単価について／平成28年度住宅瑕疵担保履行法届出書受付補助業務委託事務にかかる単価について／商店街魅力物件情報サイト「あきんどっとこむ」の物件登録数について／取引状況（ステータス）管理機能における「取引状況補足欄」の記載について

審議
事項

平成27年度事業報告書及び附属明細書承認に関する件／平成27年度貸借対照表及び正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認に関する件／理事62名選任（案）承認に関する件／監事7名選任（案）承認に関する件

保証協会 議題

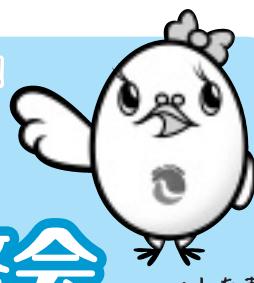
審議
事項

平成27年度事業報告書承認に関する件／平成27年度収支決算書承認に関する件／幹事・監査選任に関する件

高い倫理性と専門的知識を備える“次世代の宅建業”を担う人材を育成！

H28
7/14 木

宅建業免許 新規取得者向け研修会 を開催します



13:30~16:45

開催内容

会場：埼玉県宅建会館3階 研修ホール（さいたま市浦和区東高砂町6-15）

【アクセス】JR京浜東北線／宇都宮線／高崎線／湘南新宿ライン「浦和駅」東口より徒歩約5分



演題：
①企業の仕事と人権
②違反事例から見る不動産広告のポイント
③気をつけたい！不動産トラブル事例の解説

講師：
①埼玉県 県民生活部 人権推進課
②公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会
③一般財団法人 不動産適正取引推進機構

対象：新入会員（義務研修）、新たに宅建業を開業された方、宅建業に興味のある方、既に開業されて復習したい方
費用：本会会員は無料、会員以外の方は1名/1,500円

※受講にはお申込みが必要です。

宅建協会ホームページ専用フォームまたはお電話・FAXでお申込みください。 埼玉宅建 研修会 検索

お問い合わせ先：(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 事務局 TEL：048-811-1868 (直通) FAX：048-811-1821

平成28年 定時社員総会を開催しました

平成28年5月27日 於 浦和ロイヤルパインズホテル



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

第5回(通算第50回)定時社員総会

5月27日(金)午後2時より、浦和ロイヤルパインズホテルにおいて、当日出席者180名、委任状提出者3,331名、合計出席者3,511名のもと、定時社員総会を開催しました。

総会に先立ち、三輪会長は挨拶で、「就任後、協会が進むべき道として掲げた“クリーン、活力、品位”的すべてを達成でき、47都道府県で一番伸びた協会と自負している。皆さまの応援のおかげ」と謝辞を述べました。さらに、公益社団法人の名称取得や宅地建物取引士への名称変更、事務局や協同組合の充実など、3期6年間の任期中に達成した成果を振り返るとともに、任期満了に伴い会長を退任することを報告しました。

また、日頃から本会活動にご理解とご協力を頂いている多くの来賓方がお見えになり、埼玉県知事 上田清司様よりご祝辞をいただきました。

議事では、審議に先立ち報告が行われ、平成27年度事業報告書に関する報告が行われました。審議事項では、平成27年度の事業会計について審議が行われるとともに、役員改選年である今回、新理事・新監事の選任などについて審議を行い、全議案とも可決承認されました。



来賓挨拶 上田知事



会長挨拶 三輪会長



保坂議長(左)、堀越副議長(右)

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 埼玉本部

第5回(通算第44回)本部総会

続いて、午後3時30分より、当日出席者217名、委任状出席者3,332名、合計出席者3,549名のもと、保証協会の通常総会を開催しました。

保証協会においては、宅建協会との連携協力のもとで実施された社会貢献のための公益事業や、会員の業務支援の実施への取り組みなど、平成27年度の事業報告を行いました。また、宅建協会と同様に役員改選期のため、幹事・監査の選任及び全宅保証理事候補者の選出を行い、全議案が可決承認されました。



室岡議長(左)、河井副議長(右)

(※上記に記載されている役職は開催当時のものです)

新会長に内山 俊夫氏が就任



内山 俊夫 新会長

定時社員総会終了後、同日開催された「平成28年度第2回理事会」において、内山俊夫氏（埼玉北支部）が代表理事である会長に就任しました。

内山 俊夫 氏 略歴

昭和26年生。株式会社エー・アンド・エム（熊谷市筑波2-57）代表取締役。埼玉北支部に在籍し、熊谷市を中心に、賃貸住宅仲介・賃貸住宅管理を中心に積極的な営業活動を行う。

平成6年5月から現在に至るまで22年間に亘って本会の理事を務め、副専務理事、専務理事、委員長、副会長の役職を歴任したほか、埼玉北支部の支部長の要職を全うするなど、業界の発展と地位向上に尽力している。また、上部団体である全宅連の理事や、関係団体である一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の副会長、公益財団法人東日本不動産流通機構の評議員などを歴任し、全国的な視野で宅建業の適正化と消費者保護に寄与した。



会員交流会

総会終了後、会員の親睦と交流を深めていたくために会員交流会を開催しました。会員同士が近況報告や情報交換するなど親睦を深めています。



多数の会員や国会議員など来賓の方々で賑わう会場

交流会の冒頭では、会長選挙結果報告と、内山俊夫新会長による就任の挨拶が行われました。また、三輪前会長に対して、内山新会長から花束が贈呈されました。



内山新会長から花束贈呈を受ける三輪前会長

各団体の議案

宅建協会 議題

報告事項 平成27年度 事業報告書について

審議事項 第1号議案 定款一部変更(案)承認に関する件
第2号議案 平成27年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録承認に関する件
<監査報告>
第3号議案 理事62名選任の件
第4号議案 監事7名選任の件

保証協会 議題

報告事項 平成27年度 事業報告書及び収支決算書並びに監査報告について

審議事項 第1号議案 幹事・監査選任に関する件
第2号議案 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会理事候補者選出に関する件

全議案が可決承認されました

会員の皆さまへ

各団体の議案の詳細につきましては、5月に送付しております「議案書」をご覧下さい。皆さまのご協力、誠に有難うございました。

売買契約の成立

作成された合意書は、売買契約締結の確定的な意思表示及びその合致がなされたとは言えないとして、売買契約の成立が否定された事例

1 事業の概要

- (1) 売主Y（被告）は、病院等を経営する医療法人で、Yは、老朽化した病棟の建替えのため、その保有する不動産を第三者に売却し、そのリースバックを受けることを希望していた。
- (2) Xは、平成25年初めから、Y側との交渉を重ね、XはYに対し、平成25年12月13日付で合意書のドラフト（以下「本件ドラフト」という。）を送付し、平成25年12月19日付で以下の内容の合意書（以下「本件合意書」という。）を締結した。
- ア 本件合意書には本件ドラフトに記載のなかった「当事者が本取引に伴うリスク等についてそれぞれが各自の責任で判断し、相手方に依拠しないものとする」旨の条項が加わった。
- イ 本件合意書別紙の「当初バリュエーション」欄には、想定グロス賃料を前提に本件各不動産の取得価額である当初バリュエーション金額は、[325] 億円以上と記載されている。
- ウ 所有権移転登記手続の時期、所有権移転の時期及び代金決済日についての定めはない。また、X及びYの独占交渉権の条項はなかった。
- (3) XはYに対し、平成26年1月、不動産売買契約書のドラフトを送付した。また、XはYに対し、売買契約の主要条件を記載した書面を交付した。
- (4) Yは、本件各不動産の売却について、X以外

の第三者とも並行して交渉しており、平成26年2月7日時点で、X以外に4つの売却案の提示を受けていた。

- (5) Yは、平成26年2月14日、Xに対し、Xは本件各不動産の買主の候補から外れたことを連絡し、同月17日には、同月18日から予定されていたXの本件各物件の現地調査の約束をキャンセルする旨連絡した。
- (6) これを受け、XはYに対し、他の競合先に劣らない最高の提案をするつもりである旨メールで連絡した。Y側はXに対し、Xとの協議を打ち切ることを決定した旨の書面を送付した。
- (7) XはYに対し、本件売買契約に基づき本件各不動産の所有権移転登記手続を求めるとともに、本件各不動産の現地調査に協力するよう求め、提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

- (1) 本件ドラフト及び本件合意書の条項は、本件合意書別紙に記載された条件を基本として未調整の条件について今後協議・交渉した上で、正式に売買契約を締結することが予定されている内容となっていること、また、非常に高額な売買代金であるにもかかわらず、文言上その金額は確定しているとは読めないこと、所有権移転登記手続の時期等や代金決済日、表明保証責

買主が、売主との間で、売主から本件各不動産を買い受ける契約（以下「本件売買契約」という。）が成立したとして、買主が売主に対し、本件売買契約に基づき各不動産の所有権移転登記手続を求めるとともに、各不動産の現地調査に協力するよう求めた事案において、買主が主張する基本合意では売買代金が確定しておらず、その他の諸条件も合意に至っていないことを理由に、基本合意により売買契約が成立したとする買主の主張は認められないとして所有権移転登記の請求を棄却し、また調査協力の請求としては、なすべき行為が特定されているとは言い難いとして却下した事例（東京地裁 平成26年12月25日判決 棄却 ウエストロー・ジャパン）

（写真はイメージです）

任や瑕疵担保責任等についても本件合意書においては定められていないこと等の本件合意書の内容からすると、XとY間において、本件売買契約締結の確定的な意思表示及びその合致がなされているとは言い難い。加えて、Xは本件合意書を締結した後に平成26年1月のドラフト等を送付して本件売買契約の条件の検討を継続していること、Xは、本件合意書からは独占交渉権条項をあえて外したとし、実際にYはX以外にも本件各不動産の売却先の交渉を続けていたこと、さらに、YがXを本件各不動産の売却先から外したと通知した際に、Xは本件売買契約の不履行を問題とするのではなくY側にとって今後も最善の提案をするとメールで送信していることが認められるところ、これらの双方の対応は本件各不動産の売買契約の内容は定まっておらず同契約は未だ成立していないかったというYの主張に沿うといえる。

- (2) 以上によれば、本件売買契約が成立していることを認めるに足りないから、本件売買契約に基づくXの所有権移転登記請求は理由がないから棄却する。
- (3) XはYに対し、本件各不動産に係る現地調査に協力するように求めるが、Xが求めているYにおいてなされるべき行為がいかなるものかについて特定しているとは言い難い。

したがって、Xの上記訴えについては不適法として却下せざるを得ない。

3 まとめ

契約の成立要件としては特に意思表示の合致が重要であり、意思表示の合致は“申込”と“承諾”から構成される。本判決は、合意書において、売買契約の重要な申込内容である売買代金の下限値が示されているのみであり、その他当事者双方の履行期限等、必要な売買条件についても定められていない内容からすれば、XとY間において、売買契約締結の確定的な意思表示の合致があったとは到底言えず、売買契約の成立を否定した妥当な判断といえよう。

不動産売買においては、契約前に買付証明書、売渡承諾書の授受が行われることがあるが、買付証明書には、売買代金等の条件が記載されており、売主がその条件を承諾すると買主に売渡承諾書を交付することになる。

当事者双方の履行期限等売買の基本的要素についての確定的な合意が欠けている場合、買付証明書と売渡承諾書の交換だけでは売買契約の確定的意思表示があったとはいせず、売買契約の成立は否定されることから、購入する意思が確定しているのであれば、契約条件等を慎重に検討した上で、正式に売買契約の締結をすることが望まれる。



消費者 誌上セミナー

宅地建物取引について知識を深め、安全な取引に役立つ情報を掲載しています。



連 載
第22回

売るときに知っておきたいこと

住まいを売るときの流れ

売買契約を結ぶ ①売買契約の基礎知識

契約条件について売り主・買い主双方が合意したら、売買契約を締結します。

売買契約の締結に際して、次の4つのポイントに着目していきます。前回の「**ポイント3**」に引き続き、「**ポイント4**」をご説明します。

ポイント1

売買契約の基本的な考え方を知る

ポイント2

手付金について理解する

ポイント3

契約を結んだら、簡単に解除できない

ポイント4

瑕疵担保（かしたんぽ）責任について理解する

ポイント4

瑕疵担保（かしたんぽ）責任について理解する

◆瑕疵担保責任とは

「雨漏り」や「建物本体の白アリ被害」のような物件の欠陥などを「瑕疵」といいます。そのうち、買い主が知り得なかった「瑕疵」を法的には「隠れた瑕疵」といいます。

隠れた瑕疵が判明した場合、買い主は、売り主へ物件の修補や損害の賠償を求めることができます。また、欠陥などが重大で、住むこともままならない場合などは、契約の解除を求める事もできます。このような、物件の瑕疵に関する売り主の責任を法的には「瑕疵担保責任」といいます。

◆瑕疵担保責任を負う期間

売買契約では、売り主が瑕疵担保責任を負うか否か、

負う場合は物件の引き渡しからどのくらいの期間、責任を負うのかなどが取り決められます。ただし、物件の隠れた瑕疵をめぐるトラブルは非常に多いことから、売り主は物件の瑕疵について誠実に情報提供をする、買い主は十分に物件を確認することで、契約前に瑕疵を明らかにしていくことが重要です。

なお、売買契約に、瑕疵担保責任の定めがない場合は、民法の規定に基づきます。民法の規定では、売り主の瑕疵担保責任の期間が限定されることから、一般的に売買契約では、売り主が瑕疵担保責任を負う期間を明確にします。なお、期間の定めがない場合には、売り主が瑕疵担保責任を負うのは、買い主が隠れた瑕疵を知ってから1年以内と定められています。

次回は「売買契約を結ぶ ②売買契約のチェックポイント」について学びます

不動産ジャパン ホームページより転載

不動産ジャパン 基礎知識

検索

買うとき

売るとき

借りるとき

貸すとき

宅建協会の

家や土地に関して知りたいこと、困ったこと、
トラブルなど不動産取引に関することなら

毎週開催

月 水 金 曜日
(年末年始・祝日 休)

午前 10 時 ~ 午後 3 時
(昼休み 正午~午後1時)

来所または電話

TEL : 048-811-1818

※予約はおこなっておりません。

会場

埼玉県宅建会館 2階
(さいたま市浦和区東高砂町 6-15)

不動産無料相談を
ご利用ください

本会は、消費者の皆様に安心して不動産取引を行っていただくことを目的として、不動産の無料相談所を開設しています。不動産取引に関して、お困りごとや悩み事がございましたら、左記の「不動産無料相談所」へご連絡ください。本会が委嘱した相談員がご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

(公社)埼玉県宅建協会HP

埼玉宅建 相談

検索



不動産広告相談・違反事例

法律ワンポイント

公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会 ホームページより抜粋

今回のテーマ 『特定事項の明示義務』

Q

市街化調整区域に所在する土地を広告する場合の注意点を教えてください

A

市街化調整区域とは、都市計画法第7条第3項において「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。」と規定され、原則、この区域内では宅地の造成や建物の建築が禁止されています。したがって、このような物件を広告する場合には、表示規約施行規則第8条において、「都市計画法第7条に規定する市街化調整区域に所在する土地（同法第29条に規定する開発許可を受けているもの及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号口又はハに該当するものを除く。）については、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。」と16ポイント以上の文字で明示すること。ただし、新聞・雑誌広告における文字の大きさについては、この限りでない」と規定していますので、この文言を明示していないと表示規約違反となります（16ポイントは、1辺の長さが約5.6ミリメートル）。

なお、市街化調整区域内の土地であっても、実際には、自分が居住するための建築物を建築する目的

で行う開発行為であって、各自治体の条例等に基づく開発許可等の条件を満たす場合には、例外的に建物の建築が可能となる場合があります。例えば、X市又はX市に隣接する市町村の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者が、自己居住用住宅を建築する等の開発許可の条件を満たす場合や、Y市に10年以上居住したことがある者が、自己居住用住宅を建築する場合などです。

このような土地を広告する場合に「市街化調整区域。10年特例適用物件」、「※34-12適合」等と表示しているケースが見受けられますが、これだけの表示では、特段の制限がなく建物の建築ができるかのように思ってしまうことを打ち消していることにはなりませんから、不当表示として取り扱われます。

したがって、その場合には、市街化調整区域である旨及び原則として建物の建築ができない旨を表示した上で、例外的に建物を建築することができる条件があれば、これを明りょうに、わかりやすく表示する必要があります。

広告物等のご質問は、公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会（TEL. 03-3261-3811）まで

弁護士による不動産法律相談会 開催のお知らせ

平成28年

7/7 木

7/19 火

宅建協会では弁護士による不動産法律相談会を無料で開催しています。なお、大変混み合うことが予想されますので、誠に勝手ながら**全日程とも予約制**とさせて頂きます。予約等の詳細は右記へ直接ご連絡下さい。

◆会場：埼玉県宅建会館
◆費用：無料（相談時間は各自30分間です）
◆開催時間：午前10時から午後3時まで
(正午～午後1時を除く)

TEL : 048-811-1868

お問い合わせは
保証業務課まで

弁護士による不動産法律相談会 利用上の注意事項等

- ①相談内容は、不動産取引の法律的な諸問題に限り、一般消費者及び本会会員が無料で利用できます。相談時間30分において弁護士が面接し、助言や回答を行います。相談中の録音撮影を一切禁じます。
- ②予約申し込みは、相談日の1ヶ月前から受付し、次回以降の予約は1ヶ月間お受けできません。予約をキャンセルする場合は、必ず相談日前日の午後3時までにお電話でご連絡ください。連絡なしにキャンセルされた方は、相談されたものとみなされ、次回以降の予約は3ヶ月間お受けできません。
- ③訴訟中及び調停中、法令・公序良俗に反するもの、宅地建物取引業法第64条の5第1項の規定に基づく苦情を申し出た相談・

同法第64条の8第2項の規定に基づく認証を申し出た相談については、予約申し込みを受け付けません。また相談にも回答できません。

④交通機関の不通、本会及び弁護士のやむを得ない事情等により中止する場合があります。また理由の如何を問わず、予約した時間内で相談対応を終了とさせていただきます。

免責事項

回答の利用等について、相談者の自己責任においてご利用下さい。利用によって相談者又は第三者に生じたいかなる損害についても、相談者がその全ての責任を負うものとします。

業界注目インフォ

宅建業法をはじめ関係法令や、実際の実務に関わる大切な注目情報をまとめてお届けします。

宅建業実務

電力供給およびガス供給に関する入居者への情報提供を

<国土交通省からのお知らせ>

平成28年4月から電力小売全面自由化となったことを受け、集合住宅における個々の入居者による電力供給契約の締結に関するトラブルが発生しています。また、賃貸型集合住宅において、LPGガス供給契約に関するトラブルが発生しています。

国土交通省では、こうした状況を踏まえ、電気およびガスの供給に関する情報を入居者が適切に入手できるよう、下記の点について、宅建業者から入居者へ情報提供するよう呼びかけを行っています。

宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方等に対して契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条第1項第4号に基づき、電気及びガスの供給のための施設の整備の状況について書面を交付して説明をさせなければならないこととされているが、その際、下記の事項についても併せて情報提供することが望ましい。

1 電力供給に関する事項について

売買、交換又は貸借の契約の対象となる集合住宅等について、買主又は借主が電力小売事業者を選択できず特定の電力小売事業者と供給契約を締結しなければならない場合、買主又は借主に対し当該電力小売事業者名及び連絡先

2 賃貸型集合住宅におけるLPGガス供給に関する事項について

賃貸型集合住宅においてLPGガスが供給されている場合、借主に対し当該LPGガス供給事業者名及び連絡先

宅建業実務

賃貸住宅の建物および付帯設備に関する不具合トラブルにご注意を

<消費者庁からのお知らせ>

消費者庁では、賃貸住宅の建物および付帯設備の安全性に係る不具合に関する情報が多く寄せられている状況を踏まえ、建物の維持管理や設備故障・水漏れ等のトラブル防止の観点から、宅建業者や賃貸管理業者等の必要な対応について下記の点に注意するよう呼びかけを行っています。

1 宅地建物取引業と併せて賃貸業を営む者にあっては、賃借人からの不具合の連絡に対して誠実に対応し、賃貸借契約の内容に照らして、特に安全性に関する不具合については早急に点検し、必要な対応を行うこと。

宅地建物取引業と併せて賃貸管理業を営む者にあっては、賃借人からの不具合の連絡に対して誠実に対応し、賃貸人に對し、特に安全性に関する不具合については早急に点検し、必要な対応を行うよう促すこと。

2 宅地建物取引業と併せて賃貸業を営む者にあっては、法令に基づく電気設備安全点検、ガス設備定期保安点検、及び長期使用製品安全点検制度への対応はもとより、建物及び他の付帯設備においても、耐用年数を超えているものについては必要に応じた点検を実施すること。

宅地建物取引業と併せて賃貸管理業を営む者にあっては、賃貸人に對して、法令に基づく電気設備安全点検、ガス設備定期保安点検、及び長期使用製品安全点検制度への対応はもとより、建物及び他の付帯設備においても、耐用年数を超えているものについては必要に応じた点検を実施すること。

3 宅地建物取引業と併せて賃貸業又は賃貸管理業を営む者にあっては、必要に応じて付帯設備の内容、使用期間及び状態等について賃借人への情報提供に努めること。

宅建業実務

従業者証明書の携帯及び取引台帳の備付にご留意を

<埼玉県からのお知らせ>

埼玉県において、埼玉県知事許可の宅建業者の事務所調査を実施したところ、媒介契約書不交付、従業者証明書不携帯、従業者名簿不整備及び取引台帳

不整備が散見されました。

宅地建物取引業法において、媒介契約書の作成・交付（宅地建物取引業法第34条の2）、従業者証明書の携帯（同法第48条）、従業者名簿の備付・保存（同法第48条）、取引台帳の備付・保存（同法第49条）の義務が定められていますので、宅地建物取引士証の有効期限切れとともにご留意の上、法令遵守の徹底に努めさせていただきますようお願いいたします。

危険ドラッグの販売等を禁止するための契約書及び重説の記載方法をご利用ください

＜埼玉県宅建協会からのお知らせ＞

本会では、薬物の濫用に係る不動産の利用防止を目的として、埼玉県及び埼玉県警察との間で「危険ドラッグの販売等の防止に関する協定」を締結しています。本協定に基づき、「建物賃貸借契約書（特約事項欄）」及び「重要事項説明書（その他欄）」に記載するための危険ドラッグの販売等を禁止する事項及び当該禁止事項に違反した場合の契約を解除する特記事項を用意しております。

各特記事項は、本会HPの「会員専用コンテンツ」で会員向けに公開しておりますので、ご利用ください。

埼玉県宅建協会HP
会員専用コンテンツ ➡ 契約書・法令情報等ダウンロード ➡ 危険ドラッグ関係

レインズ物件情報の「広告転載区分」にご注意を！

＜流通機構からのお知らせ＞

レインズ上に登録されている物件情報は、物件情報項目の「広告転載区分」が「可」の場合を除いて、元付（登録）業者の書面による承諾を得ず自社の広告・宣伝等に利用することはできません。（「レインズ利用規程」第14条参照）

また、レインズで定める「広告・宣伝等」とは、不特定多数の利用者に対して行う行為だけに限らず、インターネット等で「会員制」を名乗り、IDやパスワードを発行した上で、特定者のみにログインさせるような行為も該当します。（「レインズ利用ガイドライン」4-2 参照）

事後のトラブルを防止するためにも、元付業者への承諾確認は必ず書面で行うとともに、その際には、FAXや電子メール等で記録を残すようにしてください。

平成28年度 賃貸不動産経営管理士講習『埼玉会場』受付中！

＜賃貸不動産経営管理士協議会からのお知らせ＞

一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会が実施する認定資格「賃貸不動産経営管理士」について、専門知識の取得を目的とした講習会が実施されます。

本講習は、同協議会発行の公式テキスト「賃貸不動産管理の知識と実務」を教材に使用し、賃貸管理業務に必要な専門知識の習得と実務能力を高めるた

めの講習です。講習修了者は、今秋11月20日(日)に開催される本試験において、40問のうち4問が免除されます。

今年度は、『埼玉会場』が追加されたので、さらに受講しやすくなりました。お申込みは先着順となっていますのでお早めにお申込みください。

平成28年度 賃貸不動産経営管理士講習
『埼玉会場』について

【日時】 平成28年 8月3日(水)・4日(木)

【会場】 埼玉県宅建会館

(さいたま市浦和区東高砂町6-15)

【お問い合わせ先】 TEL. 04-7170-5520 (同協議会)

埼玉県宅建協会・全宅保証会員の皆様へ 平成28年度会費納付のお願い

納付期限が
近づいています

会費の請求につきましては、所属支部からご案内しておりますが、まだ会費を納付されていない場合は、支部の定める方法により、6月30日までに納付していただきますようお願いいたします。

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

年会費	57,600円
年会費	6,000円



- 上記会費は主たる事務所（正会員）の年会費、従たる事務所（準会員）については1ヶ所につき同額の年会費となります。
- 4月1日に所属する会員は6月末日までに年会費を全額納付しなければなりません。
- 会費は年会費のため、期中退会、期中支店閉鎖の場合であっても年会費の全額納付が必要となります。



会員交流のページ

今回は、

さいたま浦和支部

イハシ不動産コンサルティング株式会社

井橋 亜希子 さんの投稿です



大会にむけて毎年夏は一大事！

日本ではまだ馴染みの薄い「タヒチアンダンス」ですが、今年で12回目を迎える全国大会が毎年9月に東京で開催されています。私の所属しているスタジオ「Mataora（マタオラ）」も、グループコンペティションの「オテア部門」に出場し、優勝とベストコスチューム賞を受賞しています。…と聞くと華やかですが、裏では地道な練習と衣装制作に追われます。練習は言わずもがなですが、私にとって衣装制作は真夏の一大事!! 皮用の針を片手にテグス、グルーガン、電動ドリル、隙間テープと奮闘する日々…。激しい踊りの為、補強や手直しもしおちゅうで夜8時から作り始め、終わったのは明け方4時という事もありました。

メンバーと色々な苦労や喜びを分かち合いながら（衣装制作も含め）、一つの作品を創り上げた時の達成感が忘れられず、ほぼ毎年真夏の一大事を繰り返しています。



自分の好きな事が役立つ喜び

大分趣味の範疇を超えていますが、そのお蔭(!?)で、支部の賀詞交歓会アトラクションや会員の創業



タヒチ・ヘイヴァ・イン・ジャパン2014大会（後列左から2番目が筆者）

タヒチとワンコと宝塚



タヒチフェスタで（前列右が筆者）

30周年記念式典でも踊らせて頂きました。自分の好きな事が、支部や会員の皆様のお役に立てている事は本当に嬉しいですし、また、声をかけて頂ける事を大変有り難く思います。（ちなみに、踊っているメンバーのほとんどがOLと主婦だとお伝えすると驚かれます。）



煌びやかさに圧倒された宝塚

ダンスと並んで好きなものが「宝塚歌劇」です。初めて観たのは中学1年生の時、あまりの煌びやかさに圧倒され、ハマるまでに1秒かかりませんでした。踊りの魅せ方、化粧の仕方などダンスと



宝塚劇場にて

リンクする部分もあり、楽しむだけではなく勉強にもなります。宝塚歌劇は年10回公演をしていますが、私は「東京宝塚劇場」で全ての公演を観劇する会に入っています。時々、兵庫の宝塚大劇場にも行きます。会には色々な年代の方や男性の方もいて、宝塚の話のみならず仕事や趣味など、諸先輩の人生経験を垣間見ることもでき、毎回趣味以上のものを得ています。

メは我が家の犬たち、長老犬はあと2年で成人式。そこまで頑張って欲しいですね。最高の癒しです。



右から長老犬[17歳]と後輩犬[11歳]



埼玉東支部

ネットワーク

各支部における青年部会・レディス部会の活動を紹介します。

◆川口支部

■青年部

活動内容	①AEDを使用した心肺蘇生法 ②安心安全パトロール
開催日	①3月9日(水) ②4月1日(金)
開催内容	①川口市消防局南消防署横曽根分署にて、消防の方とAEDを使用した心肺蘇生法の講習会を開催。②西川口駅周辺を警察、地域ボランティアの皆さんとパトロール。

◆南彩支部

■青年部

活動内容	青年部防犯パトロール
開催日	4月18日(月)
開催内容	戸田市北戸田周辺の通学路にて、下校途中の子供たちや地域の安全を守るために、防犯パトロールを実施。

■レディース会

活動内容	ひまわり防犯パトロール
開催日	3月15日(火)
開催内容	蕨警察署生活安全課ご指導のもと、JR戸田公園駅周辺の巡回パトロールを実施。地域住民にチラシを配布し、犯罪被害の防止活動を行うとともに、路上清掃を実施。

◆さいたま浦和支部

■青年部

活動内容	防犯パトロール
開催日	①3月15日(火) ②4月19日(火)
開催内容	①支部事務局周辺にて実施。②与野本町駅周辺にて実施。

◆大宮支部

■青年部会

活動内容	防犯パトロール
開催日	①3月17日(木) ②4月21日(木)
開催内容	①鉄道博物館周辺で実施。終了後、勉強会(17名参加)。②大宮駅東口周辺で実施。終了後、勉強会(17名参加)。

◆彩央支部

■青年部

活動内容	①交流ゴルフコンペ ②役員会 ③全体会議
開催日	①3月9日(水) ②4月12日(火) ③4月15日(金)
開催内容	①鴻巣カントリークラブにて実施。終了後、鴻巣市「鳥幸」にて、卒業式を開催(対象:2名)。②全体会議打合せ。③新役員紹介、委員会別打合せ、全体打ち合わせ。

■レディス部

活動内容	役員会
開催日	①3月26日(土) ②4月14日(木)
開催内容	①上尾市「京料理 善」にて実施(新旧役員引継ぎ)。②年度事業に関して。

◆埼玉北支部

■青年部

活動内容	①打合せ会議 ②③④情報提供委員会(支部事務局にて)
開催日	①3月8日(火) ②3月15日(火) ③4月12日(火) ④4月13日(水)
開催内容	①深谷市役所にて、深谷市の空き家利活用の促進について深谷市担当部課と打合せ。②空き家利活用の促進業者登録の説明・検討会議。③空き家利活用に関する検討会議。空き家バンク関係事業は情報提供委員会と連携する。空き家利活用の相談取扱者選定基準の決定、選定順決定。

開催内容 ④空き家利活用に関する検討会議。

相談者(U-1、U-2)について、深谷市役所へ相談取扱者選定会員の届出。相談取扱者選定会員(各5社)へ協力要請と事務連絡を行う。
空き家バンク登録者(T-1)への対応。
深谷市提出用の空き家利活用相談結果報告書を委員長と協力して作成。

◆本庄支部

■青年部・レディス部

活動内容	①ロードサポート活動 ②支部ゴルフ大会
開催日	①3月14日(月)、4月18日(月) ②3月23日(水)
開催内容	①市道138号線の清掃。②緑野カントリークラブにて実施。

◆埼玉東支部

■青年部・レディス部

活動内容	①研修会打合せ会 ②研修会・懇親会 ③平成28年熊本地震の災害の緊急支援募金
開催日	①3月18日(金)、3月25日(金)、4月11日(月)、4月18日(月) ②3月25日(金)、4月18日(月)
開催内容	①支部事務所にて開催。 ②3月25日、草加市文化会館にて開催。結果の出る聞くスキル講習会(～単なる聞き上手で終わらせない～)。講師:株NEXT INNOVATION 代表 松山健先生 参加者:部員27名・一般1名。 4月18日、草加市アコスにて開催(敷金清算のあれこれ)。講師:司法書士法人ふたば事務所代表 司法書士・行政書士 渡辺隆之先生、参加者:部員20名。

◆越谷支部

■青年部会

活動内容	①親睦ゴルフ会 ②懇親会
開催日	①②3月16日(水)
開催内容	①紫カントリークラブ「紫あやめ36」にて開催(20名参加)。②「竹取物語越谷駅前店」にて開催(22名参加)。

◆埼葛支部

■青年部

活動内容	第1回 青年部運営委員会
開催日	4月25日(月)
開催内容	支部事務局にて開催(9名参加)。

◆県南支部

■青年部

活動内容	①意見交換会 ②防犯パトロール・意見交換会
開催日	①3月14日(月) ②4月11日(月)
開催内容	①防犯に関する問題について意見を交換。 ②朝霞台付近を徒步にてパトロール。終了後、意見交換会。

◆埼玉西部支部

■青年部

活動内容	第1回業務支援委員会・青年部会
開催日	4月14日(木)
開催内容	1. 平成28年度委員会・青年部会事業について 2. 平成28年度青年部会事業計画について

4・5月の新入会員・退会会員

会員数 5,237
(平成28年5月31日現在)

4月期新入会員一覧 総数28会員 ※敬称略

支 部	入会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
川 口	4/1	(株)ライト不動産企画	(1)23166	高木 雄介
		(株)博雄商事	(1)23174	陳 起霞
	4/8	株タカラーベンリアルネット 川口支店	大臣(1)8967	片山 孝
	4/22	日本テンボリーハウス(株) 埼玉南営業所	大臣(5)5289	中島 行夫
さいたま 浦	4/28	リヴォルブワークス(株)	(1)23191	杉本 一啓
	4/1	(株)白井商事 コルソ店	(14)1303	白井 慶太
		(株)L Aプロデュース さいたまオフィス	大臣(1)8187	倉重 武利
	4/15	シーズホーム(株)	(1)23186	小松 孝好
		ビルトホーム(株) 浦和店	大臣(1)8080	大畠 元三
大 宮	4/22	(株)アイヤ土地建物	(1)23187	石島 安則
		飯田ホームトレードセンター(株) 浦和営業所	大臣(2)8044	兼井 雅史
	4/1	(株)宮山技術研究所	(1)23145	宮山 雄一
	4/8	(株)アップル 大宮東口駅前店	大臣(3)6971	高橋 誠一
	4/22	株カインドック	(1)23181	野口 大行
	4/28	オリーブライフ(株)	(1)23163	高橋 誠一

支 部	入会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
大 宮	4/28	(株)アーキュレーション	(1)23195	伊藤 克尚
本 庄	4/1	(株)プラン	(1)23167	大村 広司
越 谷	4/8	新里地所(株)	(1)23178	町田 英司
	4/15	(株)ヒカリホーム	(1)23156	森田 光治
	4/28	(株)イーズ	(1)23192	厚澤 弘美
埼 葛	4/15	R e n o w v a s(株)	(1)23175	高橋 雅治
北 埼	4/1	(有)タルショウ 加須店	(3)20578	樽床 太郎
県 南	4/15	(株)たまきや不動産	(1)23180	山下 環
	4/22	(株)アコー	(1)23190	清野 金一
埼 玉	4/22	株彩の国ハウジングセンター 川越クレアモール店	(1)22701	荻島 博
西 部	4/28	(株)旭日不動産	(1)23197	栗本 晓
彩 西	4/1	m a d o r i s t a.	(1)23130	田中けいしん
		(株)ティレス企画	(1)23143	鈴木 朋人

5月期新入会員一覧 総数 8 会員 ※敬称略

支 部	入会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
さいたま 浦	5/20	(有)トータルワイド	(1)23208	豊野 貴広
		(株)ハウスプラザ 浦和店	大臣(4)5542	川瀬 英嗣
大 宮	5/27	イーストレジデンス(株)	(1)23219	高橋 恒貴
	5/13	(株)L i v i k o	(1)23202	星野 時夫

支 部	入会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
大 宮	5/20	(株)タウンハウジング 大宮店	大臣(1)6225	新田 泉
越 谷	5/27	荒井不動産コンサルタント	(1)23194	荒井 信宏
所 沢	5/20	飯田ホームトレードセンター(株) 所沢営業所	大臣(2)8044	兼井 雅史
彩 西	5/13	(株)千代田開発設計コンサルタント	(1)23141	石川 義昭

4月期退会会員一覧 総数16会員 ※敬称略

支 部	退会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
川 口	4/15	(株)ニュースチール・ホームズ・ジャパン	(1)22861	白尾 忠人
	4/25	(有)ロジエ・エンタープライズ	(3)19270	室井 勝海
さいたま 浦	4/1	(株)L Aプロデュース	大臣(1)8187	倉重 武利
	4/15	(株)東和ハウジング 東浦和店	(10)8722	永口 盛義
大 宮	4/28	(有)ネクストライフ	(3)19988	国本 真吾
	4/8	大善商事(株)	(4)18966	中山 博昭
	4/28	マルゼン工営(株)	(1)22064	吉村 竜太
	4/15	ヒカリホーム	(1)22576	森田 光治
埼 葛	4/13	豊建(株)	(5)17016	金野 節子

支 部	退会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
埼 葛	4/18	(有)ケイ・アンド・パートナーズ・ルネッサンスコンサルティング	(3)19464	柿沼 春江
	4/21	(有)朝日ホーム	(8)12148	青沼 賢一
埼 玉	4/28	(株)ルーキー	(2)20938	中島加代子
		旭日不動産	(2)21752	栗本 晓
彩 西	4/26	(株)アールズ不動産	(1)22553	竹ノ谷義明
	4/27	入間地区宅地建物取引業(協)	(10)8305	田中 幸也
秩 父	4/25	(株)丸殖住建	(9)10553	浅見 武生

5月期退会会員一覧 総数12会員 ※敬称略

支 部	退会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
さいたま 浦	5/10	(株)ミウラ住宅建設	(11)6261	三浦 清光
	5/18	(株)サンタナ	(7)12643	中川 恵正
彩 央	5/27	明昭産業(株)	(13)3884	野瀬 正仁
	5/30	コダカハウス(株)	(8)11120	小高菊四郎
埼玉東	5/31	内山工務所	(1)22090	内山 三郎
		(有)栄不動産	(10)7913	酒井栄治郎

支 部	退会日	商 号・名 称	免許番号	代表者
越 谷	5/24	(有)ニワ商会	(9)10054	丹羽 登
	5/26	(株)サイトー建設	(4)18093	齋藤 明
埼 玉	5/12	大和不動産(株)	(13)3495	内田 和幸
	5/23	日生住宅建設(株)	(5)16561	伊藤 久成
所 沢	5/31	(株)住研ホーム	(1)22078	渡邊 定雄
		藤和建設(株) 駅前店	(11)6490	佐藤 静

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 16支部事務局一覧



埼玉県内にある16支部でも行政などと連携して役所や公営施設などで不動産無料相談を行っています。

開催日時や場所などの詳細は皆様のお住まいの地域の宅建協会支部事務局までお問い合わせ下さい。

川口支部	川口市並木2-24-21	048-255-7711
南彩支部	戸田市上戸田1-14-10	048-229-4630
さいたま浦和支部	さいたま市浦和区常盤6-2-1	048-834-6711
大宮支部	さいたま市大宮区仲町1-104大宮仲町AKビル9F	048-643-5051
彩央支部	上尾市二ツ宮750上尾商工会館内2F	048-778-3030
埼玉北支部	熊谷市籠原南3-187	048-533-8933
本庄支部	本庄市朝日町3-1-19	0495-24-6506
埼玉東支部	草加市稻荷3-18-2	048-932-6767

越谷支部	越谷市越ヶ谷2-8-23	048-964-7611
埼葛支部	南埼玉郡宮代町笠原2-2-7 ノアコーポ2F	0480-31-1157
北埼支部	羽生市中岩瀬1059-2	048-562-5900
県南支部	朝霞市本町1-2-26WJ・A-1ビル2F	048-468-1717
埼玉西部支部	川越市仙波町2-5-9	049-222-2864
所沢支部	所沢市元町28-17元町郵便局2F	04-2924-6599
彩西支部	狭山市根岸1-1-1	04-2969-6060
秩父支部	秩父市上宮地町10-8	0494-24-1774

宅建協会 お問い合わせ先

埼玉県宅建協会(代表)	048-811-1820	宅地建物取引士に関するお手続など	048-811-1830
宅建協会へのご入会に関するお手続など	048-811-1820	レインズ・ハトマークサイト埼玉	048-811-1840
重説・契約書の記載方法に関するご質問など(全宅保証埼玉本部)			048-811-1868
不動産取引に関するご相談・ご質問など(無料相談所:毎週月・水・金曜日 10時~12時・13時~15時 ※祝日休)			048-811-1818

宅建協会では今年も環境省推進「クールビズ(COOL BIZ)」を実施中! 実施期間:平成28年5月2日(月)~9月30日(金)

わが街 自慢

「わが街自慢」をテーマに、県内各地域のお祭り、イベント、B級グルメなど、“わが街”的“自慢”をお届けします。地域の魅力を存分にお楽しみください。
今号は、「所沢支部」エリア内の「所沢市」をご紹介します。



表紙の写真

飛行場跡地の一部に開設された広さ約50haの公園。園内には約500本の桜、茶室やスポーツ施設などもあり、市民の憩いの場として広く親しまれている。



所沢航空記念公園（所沢市）

支部長ご挨拶

所沢支部 支部長 藤永 博



東京都との県境の我が「所沢」ですが、「埼玉都民」という言葉に象徴されるように、7割以上の市民が東京都内に通勤通学しており、県内で最も「埼玉県民意識の薄い地域」あります。埼玉西武ライオンズおかげで名前だけは「全国区」ですが…

宅建所沢支部は、現在250社弱の会員の小さな支部ですが、県内唯一の単独行政区で構成されている支部であります。会員同士も非常に仲が良く、仕事でもプライベートでも交流が盛んに行なわれております。会員年齢も非常に若くエネルギー溢れる「所沢支部」ですので、今後の活躍に是非ご期待ください。働きますよ～!!

名物グルメ情報

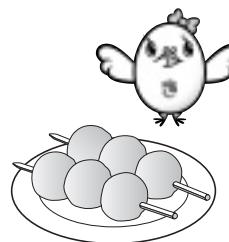
「焼きだんご」は、小麦粉で作られる「うどん」とともに、畑作地帯であった所沢の風土に根ざす「郷土の味」です。

だんごは米の粉で作ります。もち米ではなく、うるち米の粉です。水で練って丸め、蒸したものを竹串にさし、しょうゆを塗って炭火などで焼きます。明治時代のだんご屋の組合では、竹串には一面だけ青い皮を残すこと、などの申し合わせがあったそうです。

このようだんごは、もともと、農作業の間に食べるおやつとして家庭でよく作られていたようです。水田を

作ることのできる場所が少ない所沢では、自家用に陸稲（おかほ）が栽培されてきましたが、炊いて食べるにはぼそぼそしがちなこの陸稲も、粉にひき、蒸すことでおいしく食べられたのです。やがて店でも売られるようになりました、すっかり名物として定着しました。

(所沢市役所HPより転載)



※陸稲：水田ほど水を使わず、畑地でも栽培できる稲の種類。ただ収穫量が少なく、味も水稻に較べて劣るといいます。

得ることは、営業戦略の第一歩でしょう。

そこで、昨年11月から、本会のフェイスブックページを開設し、いち早く皆さんに「情報」が届くようにいたしました。この機会に是非フェイスブックの登録をしていただき、営業力をアップされることを願っております。

最後に、会員の皆さまのご健勝とお仕事のさらなるご清栄を祈ってお別れの挨拶とさせていただきます。

広報啓発委員長 長谷川 恒夫（北埼支部）

編集後記

広報啓発委員長の仕事に就いて、早や2年が過ぎ、皆さまとお別れの日がまいりました。その間、委員の皆さまや事務局の方には大変ご苦労をして頂き、感謝申し上げます。

さて、私たち不動産業者にとって「情報」は仕事の上で重要な柱です。いち早く不動産にかかる「情報」を知り

編集委員

委員長
副委員長
委員
委員
委員

長谷川恒夫（北埼支部）
柴田 忠（さいたま浦和支部）
遊馬 幸義（南彩支部）
山岸 俊和（大宮支部）
新居 榮一（本庄支部）

委員
委員
担当副会長
専務理事
担当副専務理事

須澤 賢二（埼玉西部支部）
前島 誠一（所沢支部）
保坂 金一（彩央支部）
藤永 博（所沢支部）
奥山 寛（埼玉西部支部）

第2回

平成28年度

宅地建物取引士資格試験のお知らせ

1 試験の日時

平成28年10月16日(日) 13時から15時まで (2時間)

※ただし、登録講習修了者は、13時10分から15時まで (1時間50分)。

2 受験申込み

(1) インターネット申込み

① 試験案内の掲載

- ・掲載期間 平成28年7月1日(金)から7月15日(金)
- ・掲載場所 一般財団法人 不動産適正取引推進機構ホームページ (<http://www.retio.or.jp>)

② 申込期間 平成28年7月1日(金)9時30分から 7月15日(金)21時59分まで

③ 申込方法 機構ホームページに接続し、受験申込画面において必要な事項を入力し、 顔写真ファイル (機構が指定する形式のもの) とともに送信する。

(2) 郵送申込み

① 受験申込用紙の配布

- ・配布期間 平成28年7月1日(金)から8月1日(月)まで
- ・配布場所 公益社団法人 埼玉県弘済会ホームページ (<http://www.kousai-k.or.jp>) に掲載

② 申込期間 平成28年7月1日(金)から8月1日(月)まで (当日の消印有効)

③ 提出書類

- ・受験申込書 (機構が定める様式による)
- ・顔写真1枚
(縦4.5cm、横3.5cm。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2cm以上3.6cm以下のもの)
- ・登録講習修了者は、登録講習修了者証明書も提出

④ 郵送先及び郵送方法

- ・公益社団法人 埼玉県弘済会あて、簡易書留で申し込むこと

3 受験手数料及び支払方法

(1) 受験手数料 7,000円

(2) 支払方法

- ・インターネットによる受験申込みの場合は、機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアから納入する。
- ・郵送による受験申込みの場合は、受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行又は機構が指定する銀行預金口座に払い込む。

4 合格発表

平成28年11月30日(水)

5 お問合せ先

公益社団法人 埼玉県弘済会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 県職員会館4階

TEL 048-822-7926 048-830-7414